

# ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(14)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

## 裁判傍聴のお願い

第15回口頭弁論は12月14日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。今回は財務会計行為に関する主張の提出、証人予定者の花輪さん、利水の地元の方の陳述書などが予定されています。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、群馬県女性会館第二会議室(けやき)にて報告会を開催します。会場がいつもと違いますのでご注意ください。なお、会員を一人でも多く増やしていただけるようご協力ください。

### 第11回 裁判の目—調査囑託—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

前回の「裁判の目」では「文書送付囑託」という制度についてご説明しました。国土交通省は「利根川に大洪水が来たときに、治水の基準地点である八斗島には毎秒2万2000トンの水が流れる」と膨大な流量を想定し、流域都県もこの想定を盲信してハッ場ダム計画に追従しているのですが、国交省は一方で「上流部で氾濫したうえで毎秒1万6750トンとなる」という資料も作っている。我々原告は「数字が異なるのはおかしい」として国交省に資料の提出を求めたところ、国交省は「後者の計算根拠は文書となっておらず提出できない」というのです。

そこで、今回、我々が考えたのが「調査囑託申立」です。国交省に対し「文書はなくとも、計算根拠について調査して裁判所に報告せよ」というものです。さいたま地裁では調査囑託の方は採用されたということです(いささか杓子定規な扱いですが、裁判手続である以上しかたありません。)

国民の生命と財産を守る国の態度として「資料がない」では済まされません。我々は主権者としても国からの回答に重大な関心を寄せるべきです。

### 会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動しております。  
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸

## 万代鉱源泉から年間40トン余りのヒ素が流出

草津温泉から流れる強酸性の湯川の水は中和され品木ダムに沈殿、堆砂しています。その堆砂に有毒重金属ヒ素が多量に含まれていることが問題になっていますが、温泉源の一つ万代鉱源泉には全国でも比類ない高濃度のヒ素が含まれ、年間40～50トンに達し、しかも年々増えていることが研究者らによって明らかにされました。白根山系の他の源泉からもヒ素が湧出しています。

自然に排出する重金属を全国的に調べている研究会の研究者らは1960年代から継続して草津白根山系湧出温泉の地球科学的現地調査をしており、07年11月17日にも白根硫黄鉱山跡地、草津西の河原で湧水、土石などを採取、分析調査をしました。研究者らのこれまでの調査では、草津温泉の主な泉源は白根山系上から香草、常布、万代鉱、草津湯畑でヒ素はそれぞれ含まれているが、ヒ素は万代鉱で80年代から急激に増え10年間で8倍近く、90年代後半から10mg/l前後と高濃度になっています。

ある時点では、草津湯畑(pH1.7)のヒ素濃度が0.07mg/lのとき万代鉱(pH2.1)9.7mg/l。湧出量から計算するとヒ素量は2.1g/分に対して万代鉱60.14g/分。両泉源で湧出量27,000l/分とすると年間24トン余りのヒ素が湯川に出ていることとなります。その後の調査で万代鉱の湧出量、ヒ素含有率が高くなっているため、年間40～50トンと推定されています。

湯川の中和処理施設は強酸性水を中和してもヒ素を処理する機能はなく、排水に含まれるヒ素は品木ダムに中和生成物とともに堆積。その堆砂は浚渫、脱水して品木ダム水系の産廃処分場・砂捨て場に処置されています。この中に大量のヒ素が含まれていることは国交省(八ツ場ダム建設事務所)も認めており、その処理を検討しているとしています。

そればかりでなく、ときどきヒ素濃度が環境基準(0.01mg/l)を超える放流水が品木ダムから吾妻川に流れ出ています。八ツ場ダムが造られると、これがダム底に堆積、増水等によって巻き上げられ流出することが考えられます。

最も問題なのは、産廃処分場・土捨て場に積まれた高濃度ヒ素含有中和生成物が豪雨や地震によって崩れたり流れ出す恐れがあること。これは下流の八ツ場ダムに流れ込み、水質をさらに汚染します。

多量のヒ素が出ているのに、温泉水の処理は酸性中和だけで、ヒ素の処理は技術的にも全くとられておらず、そのままダム建設を進めることは許されないことです。

## (会 員 募 集 中)

サポーター会員を募集しています。ご協力ください。こんなに問題の多いダムを、美しい吾妻溪谷につくらせるわけにはいきません。私たちは本体工事を差し止めるために住民訴訟をおこしました。正確には八ツ場ダム負担金差し止め・損害賠償請求訴訟です。裁判は長くかかりそうです。皆様のご支援なくしては続けられません。多くの住民市民の皆さんにお声をかけて、ひとりでも多く、サポーターの増強にご協力ください。

会 費 1口 1000円 (何口でも)

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸

連絡・問い合わせ先 〒371-0801 前橋市文京町1-15-10

事務局 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

メールアドレス [yo3@jcom.home.ne.jp](mailto:yo3@jcom.home.ne.jp)

11月4日にシンポジウム「ダムに負けない村—ハッ場から地域の再生を考える」(東京都千代田区永田町、星陵会館)が開催されました。(パネリスト:加藤登紀子、保母武彦、大西暢夫、関口茂樹、石川理夫、コーディネーター:前田和男 主催:ハッ場あしたの会)  
当日は170名の参加がありました。最後は、登紀子さんが「ラ・レボリューション」を歌い上げ、盛況のうちに幕を閉じました。大河原さん(民主)、塩川さん(共産)、日森さん(社民)、田中康夫さん(新党日本)が駆け付けて、エールを送って下さいました。以下は、11月5日の読売新聞の群馬版に掲載された記事です。



ハッ場ダムを始めとする巨大公共事業の課題などを話し合うパネリストら(4日、東京都内で)

# 水没予定地に支援訴え

## ハッ場ダム 補償、投資……法整備提案

建設中のハッ場ダムに沈む長野原町の川原湯温泉の現状や、ダム建設の課題などについて考えをめぐり、歌手の加藤登紀子さんから文化人を中心とした「ハッ場あしたの会」が4日、シンポジウム「ダムに負けない村—ハッ場から地域の再生を考える」を東京都内で開いた。周辺都県から約200人が集まる中、会員らは水没予定地の再生を支援する法整備などを訴えた。

冒頭で同会の事務局が現状報告し、同ダムの問題点として、水没地区の代替地造成の遅れなどによって川原湯地区の世帯数が約30年前の約3分の1まで激減していることや、事業費4600億円という巨額の建設費についての費用対効果などが指摘された。加藤さんは、「過去に議論を尽くした現地の人たちからすれば今さらと思うだろうが、ダムによる損失の大きさを改めて示す必要がある」と話し、温泉

評論家の石川理夫さんは、「代替地に移っても風情ある川原湯温泉の魅力はスズタに引き裂かれる」と訴えた。

また、群馬県から参加した関口茂樹県議は「ダム建設を中止しても時間は取り戻せないが、地元的生活を補償する法律を作って解決することは可能だ」と話し、都市プランナーの西田穂さんが、公共事業を中止しても、地域社会の再生に必要な投資を可能にする法律を作ることを提案した。

最後に、「ハッ場を地域再生のシンボルに反転し、水没予定地再生のための法整備を求めよう」とするアピール文が会として採択された。



ハッ場ダムを考える会は神社移転問題で、9月の質問状の回答が不備であったので、再質問状を11月14日に提出しました。以下は11月15日の上毛新聞の記事です。

**神社移転問題で 市民団体再質問**  
ハッ場ダムめぐり 工事事務所  
長野原町のハッ場ダム建設で、国土交通省がいったん締結した神社移転に関する土地売買契約を解除し、所有権の登記名義を国から神社に戻した問題で、市民団体のハッ場ダムを考える会は14日、同省ハッ場ダム工事事務所に対して九月に送付した公開質問状への回答が不十分として、再質問状を送った。  
九月の質問状に同事務所が、契約解除を決定した際の書類が存在しないと回答したことなどへの再質問で、二十日までの回答を求めている。

# ハツ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第19号 (07年11月21日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

2003年、国交省がハツ場ダム事業費を2110億円から4600億円に倍増。1都5県の負担金が計2679億円になったため、住民監査請求を経て、2004年11月に始めた住民訴訟の原告によるニュースです。傍聴・ご支援よろしくお願ひします。

【群馬の会】ハツ場ダム工事事務所に「ハツ場ダムを考える会」が横壁諏訪神社土地売買問題に関する公開質問書を提出し、契約解除決定書類、契約解除の取り交わし文書が存在しないという不可解な回答があった。そこで再度の公開質問書を11月14日に提出。次回裁判では証拠申出書(証人申請書)、財務会計行為に関する主張を提出予定。証人予定者の環境の花輪さん、利水の地元の方の陳述書も予定。次回12月14日13:30～(真下)

【東京の会】ダムの完成時期が遅れ、建設費がふくらむことは必定なので、やがて都議会に再び計画変更案がかけられる。超党派の都議会議員を訪問し、その問題を追及し、今度は変更案否決に持ち込めるよう協力を依頼した。次回進行協議は12月11日(火)午後4時から(傍聴不可)。その後の説明会は4時半～5時半、弁護士会館5階502AB会議室にて。5月の加藤登紀子さん現地コンサートの記録映像も見る予定。(深澤)

【茨城の会】分水嶺。後日、第13回裁判はそう言われるかも知れない。10月30日1時30分、水戸地裁303法廷は開廷後直ちに進行協議に入った。議題は原告の立証計画の採否。冒頭、裁判長は「これから立証に入っていくのかなと思う」と、早くも採用を匂わせた。協議は被告側弁護士の「最終準備書面を提出したい」との抵抗はあったが「次は茨城に必要な証人に絞ってください」と、立証入りが示唆された。流れが見えた。今回は1月22日。(神原)

【千葉の会】次回弁論に向けて準備中。治水、利水については被告の主張が出てから(11月27日期限)、反論、再反論する。前回裁判の折、裁判長が「次々回くらいに事実関係の立証を」と。立証は全体共通証人以外に、千葉独自の証人を当てる。例えば生物多様性関係から堂本知事など。また原告側は現地調査に参加している及川弁護士が堤防調査報告書の概要をパワーポイントで陳述する。今回は12月18日(火)午前11時～。(中村)

【埼玉の会】県内の滝沢ダム周辺で、湛水後地滑りが頻発。近くの二瀬ダムでは地割れで住民移転へ。両ダムも更なる対策費を要す。ハツ場でも地滑りの危険性が指摘。計画から50年、今こそ必要性が問われるべき。次回裁判は11月21日(水)11:00～さいたま地裁。被告側より利水について再反論の予定。原告からは裁判官に論点整理を求める。11月25日午後2時より(川口市栄町公民館)「仮称ハツ場学習会」開催。誰でも参加可(藤永)

【栃木の会】3ダム訴訟第14回は11月15日開廷。若狭弁護士が湯西川ダムの環境に関して口頭陳述。85年次官通達によるアセスが極めて不十分で、後の補充調査により予定地周辺では鳥類・ほ乳類等稀少な野生動植物の宝庫であると判明。この事業が生物多様性条約違反、種の保存法違反であることは明白と主張。次回1月24日13:10～。対宇都宮市長湯西川ダム訴訟は1月16日13:30～、再評価委員の宇大教授の証人尋問。(葛谷)

【ハツ場あしたの会・ハツ場ダムを考える会】永田町でのシンポジウム『ダムに負けない村』をきっかけに、「ハツ場ダム事業の見直し」と「水没予定地域再生のための法整備」を求める国会請願の署名運動スタート。国は社会状況の変化を理由に、地元へ生活再建事業の見直しを提案するも、交渉は難航。水没住民の代替地造成は大幅に遅れ、最大集落、川原湯温泉の代替地分譲は来年に延期。群馬県議会では、党派を超えて改めてダム計画に反対する声が高まりつつある。

発行：ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会／ハツ場ダム住民訴訟弁護団／ハツ場あしたの会・ハツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先：042-341-7524(深澤)048-825-3291